

中国学園大学・中国短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年10月14日制定

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりでなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、中国学園大学・中国短期大学は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下、「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守すると共に、常に説明責任を果たすものとして行動する。
- 2 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員等においては機関管理の主体的な役割を担わなければならない。
- 3 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関により管理されるものであるという原則を自覚して行動する。
- 4 事務職員等は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 5 研究者等は相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑問や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 8 研究者等は、公的研究費の不適切な使用が、当事者のみの問題にとどまらず、本学におけるすべての教育研究に対する深刻な影響、さらには研究費の使用そのものに対する国民の不信等を招く重大な事態であることを十分に自覚し行動する。

(注) ここでいう「公的研究費」には、国や独立行政法人から交付される研究費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金（学内研究費）もすべて含む。